

令和4年度

税制改正意見書

東海税理士会

【目次】

はじめに	1
------------	---

I 基本的な考え方

国税通則法関係	2
税務行政関係	2
所得税・法人税共通関係	3
所得税関係	3
法人税関係	3
相続税・贈与税関係	4
消費税関係	4
地方税関係	5

II 重要な改正要望事項

【所得税】

1. 人的控除を抜本的に見直すこと。	6
--------------------------	---

【消費税】

1. 帳簿方式を維持し、インボイス方式の導入には断固反対する。	7
2. 複数税率を廃止すること。	8

【地方税】

1. 課税標準及び税額の計算並びに申告方式を国税と統一すること。	8
--	---

III 改正要望事項

【一 国税通則法・税務行政関係】

1. 甚大な災害の発生時に納税者が各種税務手続の期限の延長を予測できる制度を整えること。(新規)	10
2. 税務行政に関する手続を整備し充実させるため、税務行政手続に関する法整備をし、納税者権利憲章を定めること。	10
3. 国税通則法 99 条を廃止すること。	11
4. 税の窓口・受付システムを一元化すること。	11

- 5. 贈与税課税価格及び税額の開示を相続人の各人別に開示すること。…………… 11
- 6. 印紙税を廃止すること。…………… 12
- 7. 被相続人が生前提出した申告書等を閲覧する場合の要件を緩和すること。(新規)
…………… 12

【二 所得税・法人税共通関係】

- 1. 減価償却制度を簡素化すること。…………… 13
- 2. 少額減価償却資産に関する金額基準を統一すること。取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産を取得時全額損金算入又は必要経費算入とし、一括償却資産の 3 年償却制度及び中小企業者等の即時償却の特例を廃止すること。…………… 13
- 3. 親族の範囲を見直すこと。…………… 14
- 4. 社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すること。…………… 14
- 5. 租税特別措置法上の各種特別控除に係る当初申告要件を廃止すること。…………… 14

【三 所得税関係】

- 1. 給与所得控除額及び公的年金等控除額について、より実態的な担税力を反映する金額もしくは算定方法に見直すこと。…………… 15
 - (1) 給与所得控除額を見直し、概算控除額を実額控除額に近づけること。…………… 15
 - (2) 公的年金等控除額の抜本的な見直しを図ること。…………… 15
- 2. 年少扶養控除の復活をすること。…………… 16
- 3. 医療費控除を簡素化すること。…………… 16
- 4. 担税力を喪失した事実に対しては、損益通算・損失の繰越等を通じて適切に手当すること。…………… 16
 - (1) 土地建物等の譲渡益について、事業所得等の損失との損益通算及び純損失の繰越控除を適用すること。…………… 16
 - (2) 不動産所得にかかる損益通算の特例を廃止すること。…………… 17
 - (3) 青色申告書を提出した年分の純損失の繰越控除期間を短くとも 7 年に延長すること。…………… 17
 - (4) 災害により生じた雑損失の金額の繰越控除期間を 7 年に延長すること。…………… 17
 - (5) 居住用財産の譲渡損失及び繰越控除の特例について、買換要件及び借入要件を撤廃すること。…………… 17
 - (6) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を延長すること。…………… 18
- 5. 青色事業専従者給与の必要経費算入の規定を適用するに当たり、形式的要件のうち従事期間要件を廃止すること。…………… 18

6. 年の中で死亡した場合の所得税の確定申告（準確定申告）の申告期限及び諸届の提出期限を延長すること。…………… 18
7. 給与所得の源泉所得税等の12月支給分の納付期限について、翌年1月末とすること。…………… 18
8. 「記入済み申告制度」の導入を検討すること。…………… 19
9. 財産債務調書の提出制度を廃止すること。…………… 19

【四 法人税関係】

1. 職務執行の対価である役員報酬については、当然に損金算入が認められるべきであることから、その損金算入要件を緩和すること。…………… 20
 - (1) 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。…………… 20
 - (2) 「定期同額給与」の定義を明確にすること。…………… 20
 - (3) 定期給与を支給しない役員に対して支給する「事前確定届出給与」について届出要件を緩和すること。…………… 20
2. 「同族会社の行為計算否認規定を準用する」とは減額更正を含む取扱いであることを明確にすること。…………… 21
3. 交際費等の損金不算入制度を廃止すること。…………… 21
4. 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い計上した引当金は、その損金算入を認めること。…………… 21
 - (1) 賞与引当金、退職給付引当金の繰入について損金算入を認めること。…………… 21
 - (2) 貸倒引当金の繰入について損金算入を認めること。…………… 22
5. 障害者雇用納付金等の取扱いを見直すこと。…………… 22
6. 欠損金の繰越控除額を制限しないこと。…………… 22
7. 特定同族会社の留保金課税は廃止すること。…………… 22

【五 相続税・贈与税関係】

1. 相続税の連帯納付義務を廃止すること。…………… 23
2. 相続税の申告期限を現行の10ヶ月から1年とすること。…………… 23
3. 取引相場のない株式の財産評価については次の通り改正すること。…………… 23
 - (1) 取引相場のない株式の財産評価において同族関係者の範囲を見直すこと。…………… 23
 - (2) 取引相場のない株式の評価において、純資産価額で評価する場合に取引価額で評価する特例を廃止すること。…………… 24
4. 格差の固定化につながるような教育資金贈与、結婚子育て資金贈与の非課税制度は早急に廃止すること。…………… 24

5. 事業承継に係る株式評価額の減額制度を導入すること。(新規)	24
----------------------------------	----

【六 消費税関係】

1. 段階的に消費税の免税点を引き下げ、将来的に基準期間による納税義務の判定を廃止すること。	25
2. 簡易課税制度については次の通り改正すること。	25
(1) 簡易課税制度については、届出制を廃止し、当該課税期間における課税売上高により選択できる制度とすること。	25
(2) 簡易課税制度の将来的な制度廃止を見据えた上で、みなし仕入れ率を引き下げ、益税を排除すること。	26
3. 消費税法上、選択可能な各種特例制度の規定について、選択後2年間の継続適用を廃止すること。	26
4. 調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の判定の特例及び簡易課税制度選択届出書の提出制限規定を廃止すること。	27
5. 消費税の各種届出書について、国税通則法第10条第2項の適用項目とすること。	27
6. 非課税取引の範囲の見直しを行うこと。	28
7. 相続人が提出する相続発生日の属する課税期間に係る消費税の各種選択届出書の提出期限を、消費税確定申告書の提出期限まで延長すること。(新規)	28

【七 地方税関係】

1. 法人事業税の外形標準課税制度について、資本金1億円以下の中小法人には適用しないこと。	29
2. 法人事業税の事業主控除額を法人役員の給与との平衡を考慮した水準とすること。	29
3. 事業税における社会保険診療報酬の課税除外措置を廃止すること。	29
4. 事業所税を廃止すること。	30
5. 償却資産にかかる固定資産税について、所得税及び法人税の取り扱いに合わせること。	30
(1) 賦課期日を個人事業者は12月31日、法人はその決算日とし、申告期限を所得税及び法人税と統一すること。	30
(2) 所得税及び法人税における減価償却制度と償却資産の評価方法を統一すること。	30
6. 法人と個人の道府県民税均等割の不均衡を是正すること。	31

7. 所得税確定申告書の住民税に関する事項欄に、上場株式等の配当等についての課税の選択欄を設けること。.....	31
8. 住民税の特別徴収について一定の場合には普通徴収との選択制にすること。.....	31
(1) 給与の支払を受ける者が常時 10 人未満である事務所等については特別徴収と普通徴収の選択制にすること。.....	31
(2) 退職者の住民税について翌年 1 月 1 日以降に退職した場合でも普通徴収の選択を可能にすること。.....	32
9. 死亡した者又は出国により非居住者となった者はその年において住民税を課税すること。.....	32
10. 租税特別措置法の税額控除について、個人の住民税においても適用させること。(新規)	32

はじめに

本意見書は、税理士法第 49 条の 11「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」との規定に基づき、東海税理士会が所属各支部及び所属各会員に広く意見を求め、東海税理士会調査研究部が取りまとめ、理事会決議を経て作成されたものである。

具体的には、真に「公平」かつ「中立」な税負担を実現する新たな仕組み、適正な申告納税を確保しうる環境、そして「簡素」でわかりやすく、さらには、近年多発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症にも対応しうる税制を構築していくことを目指す。これらを踏まえ「所得課税・消費課税・資産課税等」のバランスがとれた制度設計を行うことを基本理念として、次の 5 つの視点から意見書の作成を行った。

1. 公平な税負担

公平原則は税制において最大の目的規範であり、公平な税負担とは納税者がその能力に応じて負担する税制とされる。少子高齢化がますます進展する社会状況に適合した応能原則と租税の持つ再分配機能により公平な税負担を目指す税制が必要である。

2. 国民にとって簡素でわかりやすい税制

わが国は、国税を中心に申告納税制度を採用しているが、簡素とは言い難い。納税者にとってわかりやすく、支持が得られる税制が必要である。

3. 適正な事務負担

申告納税制度の下では、納税者にある程度の事務負担が求められる。少しずつ e-Tax の利便性が向上し、申告納税事務の合理化は進んでいるが、納税者の事務負担と徴税コストが必要最小限となるような配慮が必要である。

4. 時代に適合する税制

税制は、グローバル化・少子高齢化・働き方の多様化等の経済社会構造の変化に対応して、税が果たすべき役割を見据えながら、時代に適合するよう継続的に見直される必要がある。

5. 透明な税務行政

納税者からより一層信頼される税務行政の執行には、さらなる公平性と透明性が必要である。納税者の立場に立った「納税者権利憲章」の制定に向けた議論の展開が望まれる。

I 基本的な考え方

国税通則法関係

納税義務が憲法によって国民に課せられた義務である以上、課税の公平と税務行政の公正性、透明性は法律によって担保されなければならない。

申告納税制度においては、時として課税権者と納税者とが法解釈をめぐって対峙関係に立つのは不可避であって、そのために一般の行政手続とは異なる手続が必要となる。現行法制では、税務行政手続に関する規定は国税通則法にその主たる部分を委ねる法形式を採用しているが、その国税通則法には、従来、特に質問検査権の行使や更正といった課税権者側が能動的である部分について、納税者を保護する手続規定が存在していなかった。これとは逆に、事後手続である不服申立等については一定の法整備がなされており、このアンバランスが税務行政を不透明なものにしていた。これに対して平成 23 年度税制改正において、更正の請求期間が延長されるなどの改正がなされたが、納税者の権利保護という観点からは、改善されるべき問題点はまだ多く、納税者権利憲章を制定することが不可欠である。

「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」（行政手続法 1）という観点からも、税務行政手続の更なる整備が望まれる。

税務行政関係

情報技術化が著しい社会変化に呼応して、電子申告等の利用率を向上させていくことは、課税庁のみならず、納税者の利便性拡大にも寄与する。近年の運用改善により、電子申告等の利用は急速に拡大している。さらに令和 2 年度税制改正により、準確定申告書の提出、振替納税の依頼書の提出などの e-Tax 利用が可能となるなど、納税者の利便性を考慮した改正がなされてきている。しかしながら、国税と地方税で重複する事務について、課税庁の税務コスト削減と納税者の利便性向上を図ることを目的として、e-Tax と eLTAX の受付システムの一元化をはじめ、さらなる事務の効率化、利便性向上が必要である。また、平成 30 年度税制改正により大法人の電子申告が義務化されたが、相対的に経営資源の乏しい中小企業については、義務化に対しての一定の配慮は必要である。

さらに、経済の国際化や、通信手段等の革新に伴う経済取引状況の変化に対応することができずに、その課税要件を容易に回避されてしまうような税制については、抜本的な見直しが必要である。

とりわけ印紙税については、ペーパーレス化を推進する流れによって文書を課税客体と

する趣旨に合理性がなくなっている。また、ペーパーレス化の進んだ大企業とそうでない事業者等との間に課税上の著しい不公平も生じている。

現在の法が施行された当時には全く想定されていない状況になっていることを考慮すると、印紙税は廃止すべきである。

所得税・法人税共通関係

わが国において、所得税及び法人税は基幹税のひとつとして、長年にわたり重要な役割を果たしてきた。しかし、現代における社会環境や経済環境に必ずしも適合しない規定が残存しており、また、従前において累積的に実施されてきた改正や特別措置の加除により種々の不整合・不公平が見受けられる。これらの点は、より「公平」「中立」「簡素」な税制を追求するなかで、改正されていくべきものとする。

所得税関係

所得税は個人の所得に対する租税であり、基礎的人的控除等及び累進税率と結びつくことによって、担税力に即した公平な税負担を可能にするものである。

近年の税制改正においても、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除の見直し、未婚のひとり親に対する控除及び寡婦（夫）控除の見直し等が行われてきたが、個々の所得控除についての場当たりの改正に留まっていると言わざるを得ない。長期にわたり家族のあり方や働き方の多様化といった社会構造の変化に対応していない税制については、「公平」「中立」「簡素」の観点からの抜本的な税制の見直しが必要であるとする。

法人税関係

法人税法は、一般に公正妥当と認められる会計慣行により確定した決算に基づき課税することを基本としながらも、企業が各種の会計処理を行う場合に、選択肢を限定する、もしくは、保守的な会計処理を抑制することにつながる規定が数多く存在している。しかし、このような法人税の規定は、企業会計において本来あるべき会計処理を容認しないものとなっているため、早急に見直す必要がある。

相続税・贈与税関係

相続税は、資産の集中を排除し、富の再分配という機能を有している。富の再分配機能は、世代間格差の是正や人生の機会均等など、公平性の観点から重要な機能であると理解される。

平成 27 年に課税ベースの拡大と税率引き上げによる相続税の課税強化が行われたことにより、再分配機能の促進が期待される。本改正の結果、今までより多くの相続人が、相続税の申告・納税を行うこととなったが、残された相続人等の今後の生活の基盤となる遺産等については、一定の配慮が必要と考える。

一方、贈与税は、各種の特例により非課税制度が拡充されたことによって、相続税を補完する機能が脆弱化しているという問題や資産格差が世代間継承される問題が生じている。「格差の固定化」につながるような教育資金贈与、結婚子育て資金贈与などの非課税制度は早急に廃止すべきである。

消費税関係

今や消費税は増大する社会保障費等を賄う中核財源と位置付けられ、国税と地方税に占める割合は3割を超える。ゆえにその役割はますます大きくなってきており、国民の生活に直結する税であることから、国民の関心度も高い。

基幹となる税制は、負担者たる納税者がその公平性に納得のいく仕組みを構築し、かつ常に経済状況をはじめとする様々な変化に迅速に適応されるべきであり、この消費税について、諸外国の税体系及び現状課題の分析も含めて、わが国にとって成熟した間接税のあり方を検討することが本質的な課題といえる。

しかしながら、令和元年10月1日の税率引き上げと同時に導入された複数税率制度については、税制の基本原則である「公平」「中立」「簡素」のいずれにも反しており、廃止すべきである。

また、令和5年10月1日導入予定の適格請求書等保存方式は、事業者の事務負担が増大すること、免税事業者が取引から排除されるおそれがあること等から導入すべきではない。令和2年度税制改正大綱において、卸売市場について消費税の適格請求書の交付義務を免除すると記載されているが、特定の業種について交付義務を免除することは、さらなる混乱を招くおそれがある。

複数税率制度及び適格請求書等保存方式は、基本原則からの歪みを著しく大きくするものであるため廃止し、消費税のあり方については、「公平」「中立」「簡素」の観点から、抜本的な見直しが必要である。

地方税関係

地方税制においては、応益負担を基本的な理念として、地方自治体が自主的に活用可能な財源を確保できるようにする必要がある。三位一体改革により、税源移譲は行われたものの、地方分権は道半ばといわざるを得ない。租税特別措置による政策的・暫定的な改正ではなく、税源の普遍性や税収の安定性などの観点から、地方自治体が主体的に課税し、受益と負担の対応関係が明確な税制を目指して、国税を含め抜本的な税制改革を行う必要がある。

Ⅱ 重要な改正要望事項

所得税

1. 人的控除を抜本的に見直すこと。 (継 続)

【理 由】

基礎控除・配偶者控除・扶養控除等の基礎的人的控除は、所得税の計算構造のベースとなる極めて重要な要素である。したがって、その改正にあたっては、政策目的を達するための視点ではなく、「公平」「中立」を根底に据えた基本思想に基づく抜本的な見直しが必要であるとする。

(1) 現行制度の問題点

基礎的人的控除の趣旨は、憲法第 25 条に規定する生存権等を背景として、「最低生活費を課税対象から除外すること」にある。したがって、本来、これらの基礎的人的控除により、担税力が公平に測定されなければならない。

平成 29 年度税制改正では、配偶者控除及び配偶者特別控除について控除額 38 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が 85 万円に引き上げられたが、依然として勤労選択について、租税の中立性が確保されたとはいえない。近年の働き方の多様化、家族のあり方の変化を鑑みると、個々の所得控除を場当たりに改正するのみでは到底対応できない状況となっている。

(2) 平成 30 年度税制改正における対応

先に述べた状況にあるにもかかわらず、平成 30 年度税制改正では、給与所得控除額及び公的年金等特別控除額が引き下げられ、基礎控除額が 10 万円引き上げられ 48 万円とされたものの、およそ抜本的な改正とはいえず、特に基礎控除の最低生活費部分に課税しないという趣旨から考えると、その金額はまだ低い水準であると言わざるを得ない。

(3) 具体的な改正案

そこで、現状の人的控除すべてについて、その趣旨から所得控除、税額控除、ゼロ税率を含め総合的に見直すべきであるとする。

基礎控除については所得控除を維持し、生活保護費を基準とした金額まで大幅に増額することにより、若年層・低所得者層の税負担を軽減させるべきである。さらに、配偶者控除及び配偶者特別控除を廃止または少額の税額控除とすることにより、配偶者の有無による税負担の差異をなくし、租税の中立性を確保すべきである。

扶養控除その他の人的控除については社会保障制度による給付と一体的に見直すべ

きであり、税制で対応する場合には、所得の多寡により税負担の軽減額が異ならない、税額控除方式とすべきである。

また、配偶者控除、配偶者特別控除、基礎控除に導入された、所得金額が一定金額を超える者について控除額が通減し、消失する仕組みは、理解しにくいものとなっており、本来目指すべき「簡素」な税制に逆行するものである。累進税率下で高所得者の負担軽減額が大きくなることへの対応と説明されているものの、最低生活費を課税対象から除外する所得控除の趣旨から、所得の多寡により控除額を変動させるべきではない。

消費税

1. 帳簿方式を維持し、インボイス方式の導入には断固反対する。 (継続一部修正)

【理由】

平成28年度税制改正により、令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式(以下「インボイス方式」という)が導入されることとなっているが、以下の理由からその導入に断固反対する。

(1) 事業者の事務負担が増大すること

わが国に消費税が導入されて以来、現行の帳簿方式は事業者の間ですでに馴染みのものとなっており、数次の消費税率の改定にも対応して正確な消費税計算が行われている実績がある。

しかし、インボイス方式が導入されれば事業者は、適格請求書又は適格簡易請求書(以下「適格請求書等」という)の発行業務や保管業務に追われるばかりでなく、受領した適格請求書等が適正であるかどうか等の確認作業も必要になる。このような新たに多大な事務負担を事業者に負わせることは適切ではない。

(2) 免税事業者が取引から排除されるおそれがあること

インボイス方式では、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされている。また、免税事業者については適格請求書等が交付できないこととされており、導入時、免税事業者からの仕入れにつき、経過措置として一定期間、一定割合の仕入税額控除を認めているものの、それ以後は一切の仕入税額控除を認めないこととされた。インボイス方式の導入後、免税事業者が商取引から排除されるおそれがある。

以下「六、消費税関係1.」で後述する免税点引き下げに関する議論において、基準期間による納税義務の判定を廃止し、すべての事業者を課税事業者とするならば、ことさらインボイス方式を導入する理由はない。

2. 複数税率を廃止すること。

(継続一部修正)

【理由】

令和元年10月、消費税率の引き上げとともに増税による痛税感と逆進性の緩和といった低所得者対策として複数税率が導入された。しかし、逆進性の緩和については、購買力のある高所得者がより恩恵を受けることになるため、低所得者対策としての実効性は極めて限定的である。実効性のある低所得者対策をするためには、税制の見直しのみで手当てすべきではなく、社会保障制度の見直しも含めた抜本的な検討が必要である。

さらに、実務面では複数税率の導入により、事業者は複数税率に対応した請求書等の発行業務、帳簿書類の作成など過大な事務負担増加の状態となっている。

このようなことから、税の三原則である「公平・中立・簡素」を堅持するうえで複数税率は廃止すべきである。

地方税

1. 課税標準及び税額の計算並びに申告方式を国税と統一すること。

(継続)

【理由】

(1) 法人に対する地方税課税について

事業税には所得に応じて課税される所得割と外形標準により課税される資本金割及び付加価値割があり、法人住民税には法人税額に応じて課税される法人税割と資本金額及び従業者数により課税される均等割があり、法人にとって大変わかりにくい制度となっている。

事業税と法人住民税を統合し、所得に応じて課税する所得割と所得に関係なく課税する均等割の2種類に整理すべきである。さらに所得割の課税標準は法人税の課税標準と同じ金額とし、均等割についてはその課税標準及び税率について現行制度にとらわれることなく、検討すべきである。

(2) 個人に対する地方税課税について

所得税がその年の所得を基準とする申告納税方式を採用しているのに対し、個人住民税はその前年の所得を基準とする賦課課税方式を採用していることを筆頭に、様々な違いがあり、納税者に無用の混乱を与えている。

個人住民税も所得税と同様に現年課税とし、申告納税方式とすべきである。現行制度も、所得税の確定申告と同様の課税標準申告がなされていることから、賦課課税方式に拘泥する必要はないと考えられる。個人住民税の所得控除額が国税よりも低く規定されていることについて、個人住民税の応益性から課税ベースを広くするためと説明されることがあるが、応益負担については、均等割として課税する方法を検討すべきである。

(3) 制度の簡素化による効果について

これらの抜本的な見直しを通じて、地方税と国税との計算方法及び申告方式を統一し、法人も個人も一度の確定申告で済む簡素な制度を構築すべきである。

課税標準を国税と等しくすることについては、地方の課税自主権を侵害するのではないかとの懸念もあるが、税率・税額控除について地方に裁量権を与えることにより、課税自主権は守られるように運用すべきと考える。

以上述べたように抜本的な見直しを行うことで、現行、国・都道府県・市町村それぞれで行っている事務を大幅に簡略化することができ、これらに係る行政コストを大幅に減らすことが可能となる。

Ⅲ 改正要望事項

一 国税通則法・税務行政関係

1. 甚大な災害の発生時に納税者が各種税務手続の期限の延長を予測できる制度を整えること。 (新規)

【理由】

近年、自然災害は大規模かつ頻繁に発生しており、また、新型コロナウイルス感染症の拡大が納税者に与える影響の範囲及び影響度合は甚大なものとなっている。こうした大規模災害が発生した場合における各種税務手続の期限については国税通則法 11 条で定められているものの、適用される要件が明確に定められていないため、納税者は災害ごとの特例の公布を待つほかなく、その期限を予測することが難しい状況にある。

例えば災害対策基本法による避難指示が発せられた日、改正新型インフルエンザ対策特別措置法による緊急事態宣言が発令された日など、災害の種類ごとに同条が適用される要件を定めることにより、納税者が各種税務手続について十分な準備期間を確保し、判断できるようにすべきである。(国通法 11)

2. 税務行政に関する手続を整備し充実させるため、税務行政手続に関する法整備をし、納税者権利憲章を定めること。 (継続一部修正)

【理由】

申告納税制度の更なる発展のためには、納税者の正当な権利を保護することにより税務行政に対する信頼を確保しなければならないが、わが国にはこれらに関する明文規定がない。

先進諸外国においては、租税に関する納税者の権利と義務の考え方が既に確立されている。わが国においても課税庁は、調査等行政手続に関し説明責任を果たすことにより納税者の権利を擁護するとともに、納税者が自らの納税義務を正しく理解できるような手続に関する法整備をすべきである。さらに、課税庁は納税者にこの手続規定の周知を図るべきである。

平成 23 年度税制改正大綱に示された「納税者権利憲章」は納税者の権利及び義務をわかりやすく説明している。税制・税務行政全般にわたって納税者からの信頼と理解を得ることは、より適正な申告納税制度の実現につながることからその成立を求める。

3. 国税通則法 99 条を廃止すること。

(継続一部修正)

【理 由】

現行の国税通則法 99 条において、国税不服審判所長が通達と異なる解釈等による裁決を行うときは、あらかじめ国税庁長官に意見を通知することとされている。その際、国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容し、かつ国税庁長官がその意見を相当と認める場合を除き、国税庁長官は、国税不服審判所長と共同して意見を国税審議会に諮問し、国税審議会が議決する。国税不服審判所長は、この国税審議会の議決に基づいて裁決することになる。

国税審議会は、国税庁の管轄下にあることから財務大臣がその審議会の委員を任命するため、国税庁から分離独立した第三者機関とは言い難い。公正かつ中立な裁決を行うためには、国税不服審判所長に対し通達と異なる解釈を制限なく行える権限を与えるべきである。

4. 税の窓口・受付システムを一元化すること。

(継続一部修正)

【理 由】

マイナンバーカードの導入による各自治体の事務手続きが簡素化されているなか、税務行政においては税務書類の申告や届出書の提出といった手続きは各所轄税務署や各自治体で行わなければならない、納税者にとって簡素化が進んでいない。

各申告書類等の提出先を一元化するとともに個人情報保護に留意したうえで、行政窓口において、納税証明書などの各種証明書の発行ができるようにすべきである。

5. 贈与税課税価格及び税額の開示を相続人の各人別に開示すること。(継続一部修正)

【理 由】

相続税の申告をしようとする者が、他の相続人等が被相続人から受けた①相続開始前 3 年以内の贈与又は②相続時精算課税制度適用分の贈与に係る贈与税の課税価格の合計額について開示を請求した場合の当該開示書においては、①及び②の課税価格の合計額のみが開示されるが、相続人ごとの贈与税課税価格及び贈与税額が開示されないと各相続人の負担すべき正確な税額が算定できない。当該開示書において、相続人各人別に贈与税課税価格及び贈与税額を開示すべきである。(相法 49)

6. 印紙税を廃止すること。

(継続一部修正)

【理由】

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書に流通税として課税される。その文書の背後に経済的利益があると推定され、文書作成による取引事実の明確化、法律関係の安定化に着目されて課税されている。しかし、いわゆる IT 書面一括法により、電子手形をはじめとして紙媒体によらない電磁的記録は、文書と同等の法律効果を付与されているにもかかわらず、「作成」を行っていないことから課税の対象とされない。そのため、ペーパーレスを安定したシステムとして運用できる大企業等と、それができない中小企業・個人事業者等との間に著しい不公平を生じている。

スマートフォンによる電子決済など電子商取引が日々多様化している現代において、課税の公平性を保つことが困難であることから印紙税は廃止すべきである。

7. 被相続人が生前提出した申告書等を閲覧する場合の要件を緩和すること。(新規)

【理由】

死亡した個人が生前に提出した申告書等については、相続人全員が来署し、全員の氏名が記載された閲覧申請書を提出した場合又は閲覧申請者以外の相続人全員の委任状及び印鑑証明を持参した一部の相続人若しくは税理士等代理人が閲覧申請書を提出した場合に限り、閲覧を認められている。

この場合、相続人が疎遠である又は遠隔地に居住している等の理由により同時閲覧や委任状取得が著しく困難を伴うケースがあり、適正な申告に支障が生じる可能性がある。

従って、相続人のいずれか1人の権限で閲覧又は代理人の指定が行えるよう見直すべきである。

二 所得税・法人税共通関係

1. 減価償却制度を簡素化すること。 (継 続)

【理 由】

減価償却制度は、度重なる税制改正によって計算方法が新旧併存となり、以後の償却計算は3種類の計算方法を長期間併用せざるを得ない状況となっている。

減価償却制度は大多数の事業者の所得計算に直接関係する制度であるため、できるだけ簡素な制度が望ましく、いたずらに複雑化することは納税者の事務負担を増し、無用な混乱を招く。そのため、取得時期により区分されている現行の新旧併存の計算方法は、新しいものに一本化すべきである。

計算方法の一本化にあたっては、そもそも減価償却制度が企業会計の要請に基づくものであることから、一般に公正妥当と認められる会計基準にしたがって計上された減価償却費を税務上も認める方向で検討すべきである。したがって、税法基準による新旧併存の計算方法を廃止し、改正前に取得された既存資産についても、同一種類・同一用途の減価償却資産について事業者が採用する会計上の減価償却方法による償却を認めるべきである。

(法令 48、所令 120)

2. 少額減価償却資産に関する金額基準を統一すること。取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産を取得時全額損金算入又は必要経費算入とし、一括償却資産の 3 年償却制度及び中小企業者等の即時償却の特例を廃止すること。 (継 続)

【理 由】

現行の少額減価償却資産については、本来の 10 万円基準と、一括償却資産の 20 万円基準、さらに中小企業者等には特例措置としての 30 万円基準が存在し、事務処理を煩雑にしている。税制の簡素化及び経済の活力維持を図るため、これら 3 つの金額基準を統一するとともに、基準金額以下の取得資産については、企業規模を限定せずに取得時全額損金算入又は必要経費算入とすべきである。

金額基準については、現行の少額減価償却資産の基準金額が取得価額 30 万円未満とされていることから、30 万円未満とすべきである。また、金額基準を統一する以上、適用対象資産の 300 万円の上限についても廃止すべきである。(法令 133、133 の 2、所令 138、139、措法 28 の 2、67 の 5)

3. 親族の範囲を見直すこと。

(継 続)

【理 由】

税法で多用する「親族」という文言は、民法からの借用概念で配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族（民法725条）を指し、明らかに広範囲である。

所得税では「扶養」親族あるいは「生計を一にする」親族などとその範囲を限定した規定が多く、逆に、法人税では無限定で使用される規定が多い。例えば、同族関係者の範囲は利益を共有すると思われるグループを包括的に特定するものであるから、その範囲を配偶者、直系血族及び兄弟姉妹並びに一親等の姻族に限定した方が現代社会における親族間交流等の実態に即した取扱いとなる。

このように、民法の親族規定を安易に援用せず、それぞれの規定の趣旨等に鑑み、その範囲を個別に制限して現実に即した課税要件を定めることとすべきである。（法令4）

4. 社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すること。

(継 続)

【理 由】

社会保険診療報酬の所得計算の特例は、昭和29年に社会保険医に対する所得基準の維持、所得計算の簡素化、国民皆保険制度の定着等を目的に創設されたものである。

この制度は、収入金額に対して段階的に概算必要経費額を計算し、経費の実額計算を省略することができることになっているが、課税の公平の立場から見ても、原則どおり記帳に基づく実額の損益計算によるべきである。

また、平成23年度税制改正において、税務調査におけるすべての課税処分に理由を付記するための納税者側の義務として、個人の白色申告者に記帳が義務化された。このことから、必要経費を概算で控除する特例が存在することは望ましくないため、早急に廃止すべきである。（措法26、67）

5. 租税特別措置法上の各種特別控除に係る当初申告要件を廃止すること。

(継 続)

【理 由】

租税特別措置法上の各種特別控除は、政策目的を達成するために税制面で事業者を支援する制度であり、税額控除等の適用可能な機会をできる限り広く与えるべきである。

平成29年度税制改正で見直しが行われたが、適用額の見直しが行われたにすぎず不十分である。

事業者の行為が政策目的に合致するのであれば、更正の請求や修正申告においても適用を認めることが政策に寄与する結果となる。（措法42の4、42の5、42の11、42の11の2、42の12の5、42の12、42の6、42の12の3、42の12の4）

三 所得税関係

1. 給与所得控除額及び公的年金等控除額について、より実態的な担税力を反映する金額もしくは算定方法に見直すこと。 (継続)

(1) 給与所得控除額を見直し、概算控除額を実額控除額に近づけること。

(継続)

【理由】

本来、給与所得控除は必要経費の個別的認定が困難であるため概算経費控除を認めるべき、との理由から設けられているものである。しかし、平成 26 年度税制改正以後、高額な給与所得者の控除額に上限を設け、平成 30 年度税制改正では基礎控除へ振り替える意味で一律 10 万円の減額が行われたが、いずれも経費実額に照らした見直しになっておらず、公平性を欠いている。この点、給与所得控除額全体を見直し、実額控除額に近づけるべきである。給与所得控除額は全体的に経費実額より高く設定されていると考えられるので、引き下げる方向での改定をするべきである。ただし、この見直しにおいて、仮に給与所得控除額を引き下げる場合には、最低生活保障額の一部が給与所得控除に含まれていることを前提にしたような低い水準にある基礎控除等の各種所得控除の見直しを行い、真に「課税の公平」を実現できるよう所得課税全般にわたる再構築が必要であると考えられる。

同時に、給与所得控除額以上に実額経費を支出した給与所得者への手当として、給与所得者の特定支出控除制度について、給与支払者の証明を廃止するなど、制度の手続きを簡素化し、利用を促進すべきである。(所法 28、所令 167 の 3 から 167 の 5)

(2) 公的年金等控除額の抜本的な見直しを図ること。

(継続)

【理由】

社会保障費が増大する一方で、担税力があると見受けられる高齢者に対しても、少なからぬ公的年金等控除額の控除が認められており、年金収入が増えるほど公的年金等控除額も増える点が問題と考える。最近では、働きながら年金を受給する高齢者も増えてきており、その場合、公的年金等控除と給与所得控除の両方を享受している。また、不動産所得や事業所得のある年金受給者も多数みられる。現行制度では、これらの者についても、公的年金等控除が受けられ、担税力の観点から問題がある。

また、給与所得と異なり、公的年金収入に対応する必要経費がないことからみれば、公的年金等控除は単なる負担調整を目的としたものであると解される。加えて、年金保険料の拠出時は、その全額について社会保険料控除を適用し、年金の受給時に公的年金等控除を適用することは二重控除とみることができる。

したがって、現行の公的年金等控除は相当程度の縮減を行うこととし、今後の社会保障制度の動向を踏まえつつ、将来的には廃止を含めた抜本的な見直しを図るべきである。(所

法 35④、措法 41 の 15 の 3)

2. 年少扶養控除の復活をすること。 (継続一部修正)

【理 由】

子ども手当制度は、厚生労働省『子ども手当についての1問1答』によれば、「次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援し、家計の収入の如何にかかわらず確実に支給されるよう所得制限を設けない」との理念にもとづき、平成 22 年 4 月に導入された。制度導入当初は、所得制限なしに一律子ども一人につき月額 13,000 円が支給され、それにともない年少扶養控除が廃止された。しかし、その後の制度変更により一定の所得以上の納税者にとっては負担増となっているため、少子化社会対策という制度の趣旨を勘案して年少扶養控除を復活すべきである。

なお、所得控除について抜本的な改正が行われる際には、上記の問題点についても十分に配慮すべきである。

3. 医療費控除を簡素化すること。 (継続一部修正)

【理 由】

現状の医療費控除は、政令・施行規則及び通達での規定が多く、控除の対象となるか否かの判断が困難である。加えて、平成 28 年度税制改正において、セルフメディケーション税制が導入され、さらに複雑な制度となっている。

高齢化が進み、高齢者の確定申告頻度が高くなっているなか、医療費控除制度が過度の負担となっているため、誰もが迷うことのない簡素な仕組みを構築すべきである。

なお、本来的には医療保険等の制度により完結させるべきである。(所法 73)

4. 担税力を喪失した事実に対しては、損益通算・損失の繰越等を通じて適切に手当すること。 (継 続)

(1) 土地建物等の譲渡益について、事業所得等の損失との損益通算及び純損失の繰越控除を適用すること。 (継 続)

【理 由】

損益通算制度は、所得の種類を問わず適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度である。ことに、土地建物等の譲渡益と事業所得等の損失について損益通算及び純損失の繰越控除を認めないことは、担税力を失った部分に対しても課税することになり、所得課税の基本である「応能負担原則」に著しく反する。

事業所得等が損失である場合に行われる土地建物等の譲渡はその損失額の補填のために行われるものが多く、これらの所得を互いに無関係に取り扱うことは、法人企業と個人企業との間に課税上の不公平を生じさせている。(所法 69、70、措法 31、32)

(2) 不動産所得にかかる損益通算の特例を廃止すること。 (継 続)

【理 由】

この特例はかつて地価の著しい高騰時に対応すべく設けられた措置（平成4年分以後）であり、現在のような地価の状況を考えれば不要な規定である。また法人税においては、平成10年度税制改正によって、新規取得土地等にかかる負債利子の課税の特例が廃止されており、これとの整合性を保つためにもこの制度は廃止すべきである。（措法41の4）

(3) 青色申告書を提出した年分の純損失の繰越控除期間を短くとも7年に延長すること。

(継 続)

【理 由】

暦年単位課税は課税技術上の便宜的なものであり、事業自体の継続性からみれば本来利益金額と損失金額は通算されるべきものである。したがって、青色申告における純損失の繰越控除の控除期間については本来制限を設けるべきではない。下記のような関連規定に配慮するとしても、短くとも7年に延長することが妥当と考える。

- ① 青色申告法人の欠損金は繰越控除期間が10年となっていること
- ② 帳簿書類等の保存期間が7年であること

(所法70)

(4) 災害により生じた雑損失の金額の繰越控除期間を7年に延長すること。 (継 続)

【理 由】

災害により甚大な被害を受けた場合、その後の所得は減少することも多く、3年で被災前の生活に戻ることは困難であるために控除額が残ってしまうことも多いと考えられる。従って、災害により生じた雑損失については、繰越控除期間を7年に延長して被害者の救済を図ることが必要である。（所法71、所令204）

(5) 居住用財産の譲渡損失及び繰越控除の特例について、買換要件及び借入要件を撤廃すること。 (継 続)

【理 由】

居住用財産の譲渡損失は、個人の生活に必要な資産の価値の損失であり、最低限の担税力を担保するには、損益通算及び繰越控除の適用対象となるべきものである。また、担税力は、買換資産の有無あるいは借入金の有無によって影響を受けるものではない。（措法41の5、41の5の2）

(6) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を延長すること。 (継 続)

【理 由】

その年の前年以前3年以内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から控除される。更正期間が5年とされていることを考慮すると、譲渡損失の繰越期間をその年の前年以前3年以内から5年以内に延長すべきである。(措法37の12の2)

5. 青色事業専従者給与の必要経費算入の規定を適用するに当たり、形式的要件のうち従事期間要件を廃止すること。 (継 続)

【理 由】

青色事業専従者と一般の労働者が受ける労務の対価の経済的性質はなんら変わるころはない。しかし、所得税法では青色専従者給与に関して、6月若しくは従事可能期間の二分の一を超えることを必要経費算入の形式的要件としており、これは働き方の選択の自由を阻害するものである。また、事業繁忙期にのみ専従者を必要とするような場合に、従事期間の要件により青色専従者給与が認められない可能性もある。専従の判定は従事期間中の状態で判断できれば十分であり、青色事業専従者についてのみ従事期間要件を設けることは著しく公平性を欠くものであり、見直すべきである。(所法37、56、57、所令165①)

6. 年の中で死亡した場合の所得税の確定申告(準確定申告)の申告期限及び諸届の提出期限を延長すること。 (継続一部修正)

【理 由】

年の中で死亡した場合の所得税の確定申告(準確定申告)の申告期限は死亡した日から4月以内となっている。準確定申告の申告期限内においては分割協議前で所得の把握が困難であることも多いことに配慮し、準確定申告の申告期限を相続税の申告期限に合わせるべきである。(所法125)

また、その際、被相続人の事業を承継した場合の青色申告承認申請書等の諸届についても、提出期限を延長すべきである。

7. 給与所得の源泉所得税等の12月支給分の納付期限について、翌年1月末とすること。 (継続一部修正)

【理 由】

年末年始においては、休日を挟むこと、年末調整を含めた事務の繁忙期であることなどから、翌年1月10日までの事務処理は事業者の負担が大きい。働き方改革の推進及び法定調書の期限と平仄を合わせるためにも納付期限を1月末とすべきである。(所法183①)

8. 「記入済み申告制度」の導入を検討すること。

(継 続)

【理 由】

「記入済み申告制度」とは、雇用主・金融機関等の第三者が税務情報を税務当局へ事前に報告を行い、納税者が確定申告に際し税務当局へアクセス（たとえば、情報提供等記録開示システム「マイナポータル」を通じて、税務当局へアクセス）し記入内容の確認修正等を行うことで簡易に確定申告が終了する、という制度である。

この制度の導入により、税務当局の業務効率化等の効果が得られるだけでなく、将来的には、例えば「年末調整制度を廃止し、納税者はすべて自ら確定申告を行う」といった形で自主申告制度を普及促進させる仕組みを構築する足がかりとなることが期待される。この点、本制度の導入は、納税者の主権意識の向上、ひいては、より高次元の民主主義社会の構築に資する可能性がある。

9. 財産債務調書の提出制度を廃止すること。

(継 続)

【理 由】

財産債務調書提出制度は、平成 27 年度税制改正によって、従前の財産債務明細書より提出義務者の範囲が縮小された。しかしながら、一定の所得金額以上かつ一定の価額以上の財産を有する者に対して財産及び債務という個人情報提出を求めている点、さらに、所得税確定申告期に提出義務を課することによる過重な事務負担について、依然、問題が残されたままである。また、提出すべき所得税の申告書等は、所得税計算に直接必要なものに限るべきである。現在、社会保障・税番号制度が整備されていることも考慮すれば、提出制度自体を廃止すべきである。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第 6 条の 2）

四 法人税関係

1. 職務執行の対価である役員報酬については、当然に損金算入が認められるべきであることから、その損金算入要件を緩和すること。 (継続)

- (1) 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。 (継続)

【理由】

会社法では、役員給与は職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益とされている。役員に対する相当な職務執行の対価は法人の収益を得るための必要経費であるので、法人税法においても、役員給与は原則として損金算入とすべきである。その上で、損金不算入となる役員給与を規定すべきである。(法法 34)

- (2) 「定期同額給与」の定義を明確にすること。 (継続)

【理由】

「定期同額給与」は、損金算入される通常の月額役員給与の範囲を表す概念であり、役員給与の法人税法上での取扱いを左右する極めて重要な要件としての位置付けを有する。しかし、この「定期同額給与」について、条文上の文言からは予想もできない解釈・取扱いが課税庁から公表されている。このことは、当該規定及び文言自体に不備があることの見表れである。とりわけ近年の経済状況下では、経営状態に応じて迅速に役員報酬減額に応じる必要が考えられるが、損金算入が是認される減額理由について法人税基本通達での具体的な取扱いが十分に整備されているとは言えず、税制としては不十分である。さらに、法人設立第一期目に「定期同額給与」を期首に設定することも困難である。したがって「定期同額給与」を企業実態に即した柔軟な概念に改め、その上でこれに含まれないケースを限定的に列挙し、解釈の違いによる実務上の混乱を生じさせないように配慮した明瞭な規定にすべきである。(法法 34①一)

- (3) 定期給与を支給しない役員に対して支給する「事前確定届出給与」について届出要件を緩和すること。 (継続)

【理由】

定期給与を支給しない役員に対して支給する給与で所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づくものは、同族会社以外の法人は事前の届出を要せずに損金算入となる。しかしながら、この給与について、同族会社とそれ以外の法人を区別した取扱いとする根拠は明らかではない。

特に、対象となる役員が当該会社の同族関係者でない場合や、継続して同じ役員に同額が支給されている場合などは、届出を要件とするまでもなく損金算入すべきである。(法法 34①二)

2. 「同族会社の行為計算否認規定を準用する」とは減額更正を含む取扱いであることを明確にすること。 (継続)

【理由】

平成 18 年度税制改正により、法人税法 132 条 3 項、所得税法 157 条 3 項、相続税法 64 条 2 項等に準用規定が創設された。しかしながら、条文上「準用する」としか書かれていないことから、①準用規定が創設されたことで減額更正が認められる、②税務署長の増額更正権限規定の準用であり減額更正は認められない、③減額更正に無理があるとしつつ条件付きで減額更正もあり得るなどさまざまな解釈が生じている。

実務上の混乱を避けるためにも、取引の是正後を含め、減額更正することを明確に示す規定に改正すべきである。(法法 132③、所法 157③、相法 64②)

3. 交際費等の損金不算入制度を廃止すること。 (継続)

【理由】

交際費等はそもそも企業が収益を上げるために、その費用として支出されるものであり、企業運営上の必要経費である。交際費課税が始まった昭和 29 年以前は過度の接待、飲食等に対する社会的モラルが問題となり冗費を抑制して企業の内部留保の充実と体質強化を図る必要が求められた経緯がある。

しかし、今日においては不必要な支出は企業自身が抑制する傾向にあることからその意義は薄くなっており、交際費等の損金不算入制度を廃止すべきである。(措法 61 の 4)

4. 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い計上した引当金は、その損金算入を認めること。 (継続)

(1) 賞与引当金、退職給付引当金の繰入について損金算入を認めること。 (継続)

【理由】

労働協約や就業規則等において賞与の支給、退職給付について定めている場合には、企業は従業員に対し法的債務を負っているものであり、企業会計上もその負担分を引当金として計上することが要求されている。

しかしながら、税制がこれら引当金の繰入について損金算入を認めていない結果、現状では多くの中小企業で賞与、退職給付債務が簿外債務となってしまう。

適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化に有効であることから、これらの引当金の繰入について損金算入を認めるべきである。

(2) 貸倒引当金の繰入について損金算入を認めること。 (継 続)

【理 由】

貸倒引当金は、適正な資産評価及び損益計算のために計上されるものであり、企業会計原則において、将来の貸倒損失の発生に備えた合理的な会計処理として認められている。税法においても、適用対象法人を限定することなく、貸倒引当金の繰入について損金算入を認めるべきである。(法法 52)

5. 障害者雇用納付金等の取扱いを見直すこと。 (継 続)

【理 由】

「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」では、全ての企業に対し、障害者を法定雇用率以上の割合で雇用する努力義務を課している。

障害者雇用に際しては、施設等のバリアフリー化及び特別の雇用管理が必要となるなど、企業に負担が生じることとなるため、法定雇用率以上の割合で雇用している企業に対しては、申請により調整金や報奨金が国から支給される。一方、雇用率未達成企業(常用労働者 100 人超)については、不足 1 人当たり原則月額 5 万円の納付金が徴収されている。

現状では調整金や報奨金、納付金についてそれぞれ益金、損金に算入しているため、実質的な経済的負担を考えるとその効果が減殺されてしまう。法定雇用率達成の税制面からの後押しのためにも、これらについて益金不算入、損金不算入とすべきである。

6. 欠損金の繰越控除額を制限しないこと。 (継 続)

【理 由】

欠損金の繰越控除制度は、法人の資本の維持及び担税力を考慮すれば、全額控除することが必要であり、資本金額や所得金額をもとに控除限度額を設けることは、担税力を超えて課税することになり、租税制度を歪めることになる。(法法 57)

7. 特定同族会社の留保金課税は廃止すること。 (継 続)

【理 由】

留保金課税制度は、個人企業と同族会社との間の負担の公平を図るため創設されている。しかしながら平成 19 年度改正により、資本金又は出資金の額が 1 億円以下の特定同族会社が適用対象から除かれることになったため、この制度の適用範囲は著しく狭まっているのが現状である。さらに、経済環境の変化が著しい状況を鑑み、内部留保による財務体質の強化を支援する観点からも留保金課税の完全なる廃止を求める。(法法 67)

五 相続税・贈与税関係

1. 相続税の連帯納付義務を廃止すること。 (継続一部修正)

【理由】

各人の負担する相続税額は取得した遺産の額に応じて算出されており、相続人としての納税は完了しているにもかかわらず、他の共同相続人の事情により完納できない場合、納税を完了している相続人に連帯納付義務が課せられるのは連帯納付義務者にとって予期しえない場合が多く、法的安定性を欠くこととなる。また、平成 24 年度改正により延納や納税猶予の適用を受けている場合の連帯納付義務は解除されることになったが、これら以外の者については申告期限等から 5 年を経過しないと連帯納付義務が解除されず、依然として 5 年間にわたって不安定な状態が継続することになる。

さらに、相続時精算課税の適用を受けている共同相続人がいる場合には、相続開始時までに当該贈与財産を費消もしくは災害等で消失することもあるので、他の相続人に過度の税負担を強いることにもなりかねない。(相法 34)

2. 相続税の申告期限を現行の 10 ヶ月から 1 年とすること。 (継続)

【理由】

相続税の申告においては、相続時精算課税制度適用による生前贈与や海外資産の有無の確認等に相当の時間を要するうえに、遺産分割協議が調うまでに相当の期間を要する場合がある。また、民法は、遺留分の減殺請求の期間を 1 年以内と規定しており、現行の相続税法では、申告期限後に遺留分の減殺請求が行われることもある。納税者の不利益防止や納税者と課税庁双方の利便性の向上に資するためにも、相続税の申告期限を 1 年以内とすべきである。(相法 27)

3. 取引相場のない株式の財産評価については次の通り改正すること。 (継続)

(1) 取引相場のない株式の財産評価において同族関係者の範囲を見直すこと。 (継続)

【理由】

取引相場のない株式の財産評価における同族関係者の範囲は、民法第 725 条の親族の範囲がそのまま用いられている。しかし、民法制定当時と比べると昨今の社会情勢では、血縁による結束や交流は希薄になってきているので見直すことが適切である。そこで、同族関係者の範囲を「納税義務者並びにその配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び一親等の姻族」に限定すべきである。(相法 22)

(2) 取引相場のない株式の評価において、純資産価額で評価する場合に取引価額で評価する特例を廃止すること。 (継 続)

【理 由】

旧租税特別措置法第 69 条の 4 において、相続等によって取得した土地等又は建物等で相続開始前 3 年以内に取得したものについては、相続税評価額ではなく、取得価額を課税価格に算入するという規定が平成 8 年度の税制改正で廃止された。しかし、取引相場のない株式の評価において、純資産価額での計算上、評価会社が相続開始前 3 年以内に取得した土地等・建物等については、依然として通常取引価額で評価することになっている。よって、平成 8 年の税制改正との整合性を図るためにも廃止すべきである。(評基通 185)

4. 格差の固定化につながるような教育資金贈与、結婚子育て資金贈与の非課税制度は早急に廃止すること。 (継 続)

【理 由】

平成 25 年 4 月から施行された教育資金一括贈与の非課税制度は、その適用件数が大幅に増加し、平成 27 年 4 月からは、結婚、子育て資金の一括贈与の非課税制度が施行された。しかし、教育資金一括贈与の非課税制度は、経済力と学力に相関関係があると言われるなか、この制度が格差拡大の遠因となりうる。そして、結婚、子育て資金の一括贈与の非課税制度は、若年世代の結婚を促し、少子化対策のためとされているが、本来その目的を達成するためには、一時的な財産の取得よりも、待機児童の解消などの社会的インフラ整備などの政策が優先的に検討されるべきと考える。

従来から、本制度がなくとも、生活の中での教育資金や子育て資金等のうち「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税対象とはならない。よって経済活性化のためとはいえ、所得再配分に反し、格差を拡大するような非課税制度は、廃止すべきである。

平成 31 年度税制改正では、所得制限を設けることで本制度を縮小運用しようとする意図が見受けられたが、本制度はあくまで廃止に向けた議論を行うべきである。(措法 70 の 2 の 2)

5. 事業承継に係る株式評価額の減額制度を導入すること。 (新 規)

【理 由】

中小企業者の事業承継は喫緊の課題であり、日本経済に与える影響は非常に大きく、この事業承継問題に対処すべく事業承継税制が創設された。しかし、現行の制度はその手続きが繁多であるなど様々な問題がある。円滑な事業承継を行うため、中小企業やわが国の伝統的な産業を守るためにも株式の評価額そのものについて、「特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例」のような評価額の減額制度を導入すべきである。

六 消費税関係

1. 段階的に消費税の免税点を引き下げ、将来的に基準期間による納税義務の判定を廃止すること。 (継続)

【理由】

ここ数年の段階的な消費税率の引き上げに伴い、益税という制度上の歪みが拡大している。

消費一般に幅広く負担を求めるといふ消費税の課税の趣旨や、産業経済に対する中立性の確保の観点から、本来は免税点を設けず、すべての事業者が納税義務者であることが望ましい。

現行の消費税法では、小規模事業者の事務負担に配慮して、納税義務の免税制度が設けられている。しかし、法人については、帳簿等の記帳・計算能力を考慮すれば納税義務を免除する必要性は少ないと考えられる。また、個人事業者についても、平成 26 年より白色申告を行う事業者への記帳義務が課せられたことから、帳簿により消費税を計算する制度的環境は整ったと考えられる。

ただし、現行法において納税義務を免除されている事業者を、一律に課税事業者とした場合の小規模事業者への経営に対する影響を考慮しなければならない。

そこで、早急な免税点制度廃止ではなく段階的に免税点を引き下げ、将来的に基準期間による納税義務の判定を廃止しすべての事業者を課税事業者とすべきである。(消法 9)

2. 簡易課税制度については次の通り改正すること。 (継続一部修正)

(1) 簡易課税制度については、届出制を廃止し、当該課税期間における課税売上高により選択できる制度とすること。 (継続一部修正)

【理由】

簡易課税制度は、小規模零細事業者の事務負担に配慮して、事務の簡素化を図るために設けられているが、現行の基準期間における課税売上高による判定では、当該課税期間における課税売上高が多い事業者まで簡易課税制度を適用できるという不都合も生じている。

そこで、基準期間における課税売上高により判定する届出制を廃止し、当該課税期間における課税売上高の多寡により選択できる制度とすべきである。(消法 37)

(2) 簡易課税制度の将来的な制度廃止を見据えた上で、みなし仕入れ率を引き下げ、益税を排除すること。 (継続一部修正)

【理由】

ここ数年の段階的な消費税率の引き上げに伴い、益税という制度上の歪みが拡大している。

簡易課税制度は、小規模零細事業者への事務負担に配慮して設けられた制度である。簡易課税で計算された税額が、本則課税の場合と比べ大きく異なるという状況は、課税の公平を図る見地から、できる限り排除することが望ましい。本来ならば本則課税で計算し申告をするのが原則であるが、小規模零細事業者の事務負担を考慮して、いわば特別に用意された制度であり、小規模零細事業者に計算上の益税を与えることを目的としたものではない。

また、簡易課税制度そのものも、制度が始まって以来約 30 年経過し、小規模零細事業者の事務負担への配慮という目的は既に達成したとも考えられる事から、将来的には簡易課税制度は廃止し、本則課税へ一本化していくことにより、より課税の公平を図ることができると考えられる。

したがって、将来的な簡易課税制度廃止を見据えた上で、みなし仕入れ率を引き下げ益税を排除することが必要である。

3. 消費税法上、選択可能な各種特例制度の規定について、選択後 2 年間の継続適用を廃止すること。 (継続)

【理由】

消費税法における課税事業者の選択、課税期間特例の選択、簡易課税の選択、一括比例配分方式による計算の選択の各規定については、2 年間継続して適用することとされている。しかし、消費税は課税期間ごとに計算するものであるから、2 年間の継続適用を強いることは不合理であるため、2 年間の継続適用を廃止すべきである。(消法 9⑥、19⑤、30⑤、37⑤)

4. 調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の判定の特例及び簡易課税制度選択届出書の提出制限規定を廃止すること。 (継続一部修正)

【理由】

「調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の判定の特例」及び「調整対象固定資産を取得した場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限規定」だけでは、いわゆる「消費税逃れ」を排除しきれないため、平成 28 年度税制改正により、「高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除等の特例制度」及び「高額特定資産を取得した場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限規定」が導入された。

両制度は、同様の趣旨・目的に基づいて設置されたものであるが、調整対象固定資産制度は、適用対象資産の金額基準が低い水準(100万円)とされており、「消費税逃れ」を意図していない納税者にまで対象範囲が及ぶことが多く、実務上は排除効果よりも弊害の方が多いたものと見受けられる。「消費税逃れ」は高額特定資産制度で効果的に抑止されており、また、令和 2 年度税制改正により居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の不適用の規定が創設されたことから、調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の判定の特例及び簡易課税制度選択届出書の提出制限規定は廃止すべきである。(消法 9⑦、12の4、37③)

5. 消費税の各種届出書について、国税通則法第 10 条第 2 項の適用項目とすること。 (継続)

【理由】

各税目の申告書及び申請書等については国税通則法第 10 条第 2 項の適用を受けて、その提出期限が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなされるが、「課税事業者選択届出書」・「課税事業者選択不適用届出書」・「課税期間特例選択届出書」・「課税期間特例選択不適用届出書」・「簡易課税制度選択届出書」・「簡易課税制度選択不適用届出書」については当該規定の適用外となっている。

消費税の各種特例の選択については納税者に与える影響が多いため、納税者保護の観点から、上記、消費税の各種届出書についても国税通則法第 10 条第 2 項を適用させることとし、各税目の申告書及び申請書と提出期限を統一させるべきである。(消法 9④、⑧、19②、④、37①、⑥、通法 10②)

6. 非課税取引の範囲の見直しを行うこと。

(継 続)

【理 由】

資産の譲渡等のうち、特別の政策的配慮から非課税と定められている取引がある。しかしながら、これら取引に携わる事業者は最終消費者でないにもかかわらず仕入等に係る消費税を負担しており、税率の引き上げや高額な設備投資を行った場合は、事業者負担が顕著となる。そこで特別の政策的配慮から非課税とされる取引を縮小の方向で見直すべきである。

また、非課税とされている取引の中には、その取引価格に消費税相当額を転嫁することが常態化しているものが存在する。このような取引については消費者の負担軽減という当初の目的が実現されていないため、標準税率による課税取引とすべきである。

7. 相続人が提出する相続発生日の属する課税期間に係る消費税の各種選択届出書の提出期限を、消費税確定申告書の提出期限まで延長すること。

(新 規)

【理 由】

現行、相続により事業を承継した相続人が提出する課税事業者選択届出書及び簡易課税制度選択届出書の提出期限は相続のあった年の12月31日とされているが、相続開始の時期によっては提出が困難となる場合がある。

よって、相続人による消費税の各種選択届出書の提出期限について、消費税確定申告書の提出期限（相続のあった年の翌年3月31日）まで延長すべきである。（消法9④、37①、消令20①二、56①二）

七 地方税関係

1. 法人事業税の外形標準課税制度について、資本金 1 億円以下の中小法人には適用しないこと。 (継続)

【理由】

外形標準課税制度は、地方自治体税収の安定的な確保、応益負担課税の明確化、税負担の公平性の確保などを目的として導入された。

外形標準課税制度は、資本金が 1 億円を超える法人だけを対象として導入されたが、今後、資本金 1 億円以下の中小企業に対しても適用を拡げることが検討されている。

しかし、適用が拡大された場合、外形標準課税には賃金課税的要素もあり、一般的に人件費比率の高いといわれている中小企業の経営を圧迫し、雇用安定を阻害する可能性があるため、配慮が必要であると考えられる。

中小企業の置かれている厳しい経済状況から考えても外形標準課税の適用対象の拡大はすべきではない。(地法 72 の 2①一)

2. 個人事業税の事業主控除額を法人役員の給与との平衡を考慮した水準とすること。 (継続一部修正)

【理由】

個人事業税の課税標準は所得から一定の事業主控除を控除した金額であり、法人事業税の課税標準は代表者の報酬を損金算入した後の金額である。法人役員の平均給与額は国税庁「民間給与実態統計調査（令和元年分）」によれば、1 人あたり平均 654 万円であり、個人事業税の事業主控除額 290 万円との乖離が著しくその計算過程に公平性を欠いている。

平成 11 年に現在の控除額に引き上げられたが、この乖離を解消するため、個人事業税の事業主控除額を法人役員の平均給与額と平衡のとれた水準に引き上げるべきである。

(地法 72 の 49 の 14)

3. 事業税における社会保険診療報酬の課税除外措置を廃止すること。 (継続)

【理由】

この特例措置の趣旨である国民皆保険制度は充実し、概ね達成されたと考えられる。

この制度は本来社会保険政策の枠内で対処すべきものであり、税制において対処すべき性格のものではない。社会保険診療報酬の課税除外措置は、特定業種に対する優遇措置として残っているにすぎない。税負担の公平の見地及び応能負担の原則からこれを廃止すべきである。(地法 72 の 23、72 の 49 の 12)

4. 事業所税を廃止すること。

(継続一部修正)

【理由】

事業所税は、大都市における行政サービスと企業の受益関係を課税根拠としているが、適用対象地域で事業を行う事業者とその隣接地域で事業を行う事業者との間に不公平が生じている。また、事業者の経営状況や所得金額に関わらず課税されるため、担税力を無視した不合理な制度となっている。さらに、事業所税は事業所床面積及び従業員給与総額を課税標準としているため、固定資産税及び法人事業税（外形標準課税）と重複した負担となっている。

このように事業所税は不公平・不合理な課税となっているため、廃止すべきである。(地法 701 の 30)

5. 償却資産にかかる固定資産税について、所得税及び法人税の取り扱いに合わせること。

(継続)

- (1) 賦課期日を個人事業者は 12 月 31 日、法人はその決算日とし、申告期限を所得税及び法人税と統一すること。

(継続)

【理由】

現行、償却資産についての賦課期日は 1 月 1 日、申告期限は 1 月 31 日とされ、所得税及び法人税の確定申告とは、別に計算して申告する必要があり、事業者に事務負担を強いている。事業者の事務負担を軽減するため、償却資産について賦課期日を個人事業者は 12 月 31 日、法人はその決算日とし、申告期限を所得税及び法人税の取り扱いと統一すべきである。(地法 383)

- (2) 所得税及び法人税における減価償却制度と償却資産の評価方法を統一すること。

(継続)

【理由】

現行の制度における償却資産の評価は所得税及び法人税の減価償却制度と不整合なため事業者にとって分りづらい制度となっている。実務の観点からは、所得税及び法人税における一括償却資産の取り扱い（3 年均等償却）、少額減価償却資産に係る特例措置及び残存価額の取扱い等のすべてを償却資産の評価にも適用し、償却資産の申告に際し所得税及び法人税の申告に用いる減価償却資産の明細に基づいて申告書を作成できる方法を採用すべきである。(地法 349 の 2)

6. 法人と個人の道府県民税均等割の不均衡を是正すること。 (継続一部修正)

【理 由】

法人は、同一県内の異なる市町村に事務所または事業所を有していても同一県に対して一の道府県民税の均等割が課税されるのみである。

一方、個人が同一県内の異なる市町村（政令指定都市にあつては区）に住所、事務所、事業所又は家屋敷を有する場合、その市町村ごとに重複して道府県民税の均等割が課税されている。

したがって、法人と個人の道府県民税の均等割の不均衡を是正すべく法律を整備すべきである。（地法 24）

7. 所得税確定申告書の住民税に関する事項欄に、上場株式等の配当等についての課税の選択欄を設けること。 (継 続)

【理 由】

平成 29 年度税制改正において、上場株式等の配当等について、住民税申告においては、所得税と異なる課税方式を選択できることが明確となった。所得税で総合課税を選択した場合、多くの場合住民税は負担増となる。そこで、所得税の確定申告書の提出後でも、納税通知書が送達される日までに住民税の申告書を提出することにより、所得税と異なる課税方式を選択することができるとされているが、申告実務が繁雑であり、納税者の利便が図られるべきである。（地法 32 の 13、地法 45 の 3）

8. 住民税の特別徴収について一定の場合には普通徴収との選択制にすること。(継 続)

(1) 給与の支払を受ける者が常時 10 人未満である事務所等については特別徴収と普通徴収の選択制にすること。(継 続)

【理 由】

給与所得にかかる住民税については特別徴収が原則とされている。特別徴収制度は地方自治体、納税義務者の双方にメリットのある制度である。しかしながら、入退社や納付額に変更があった場合における事務負担は、中小零細企業には過重となっている。このため、給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満である事務所等については、特別徴収と普通徴収の選択を認めるべきである。（地法 321 の 3、321 の 4、321 条の 5 ②）

(2)退職者の住民税について翌年1月1日以降に退職した場合でも普通徴収の選択を可能にすること。 (継続)

【理由】

給与所得者が1月1日から4月30日までに退職した場合には、再就職先で特別徴収を継続する場合など一定の場合以外は、給与または退職手当等から一括徴収することとされている。また、徴収を失念した場合には、事業所による誤納付のおそれもある。給与支払者の負担を考慮し、1月1日以降に退職した場合にも普通徴収を選択することができるようにすべきである。(地法321の5②)

9. 死亡した者又は出国により非居住者となった者はその年において住民税を課税すること。 (継続)

【理由】

住民税の課税方法は、原則としていわゆる「前年所得課税主義」であるが、例えば特別徴収を要する退職所得の場合は、その退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所地である都道府県又は市区町村が住民税を課する「現年所得課税主義」に基づくものとなっている。このように同じ住民税であっても「現年所得課税主義」と「前年所得課税主義」の異なる課税方法が採られるため、特に死亡した者又は出国して非居住者となった者のその年の所得については、所得の属性の違いによって課税されるものと課税されないものに分かれることとなり、ここに課税の不公平が生じているといえる。

従って不公平を是正するために、死亡した者又は出国して非居住者となった場合においては、その死亡又は出国した日を翌年の1月1日とみなして、その年の所得に対し住民税を課税すべきである。なお、申告及び納付については、所得税の手続きに準じたものとするべきである。(地法50の2、328)

10. 租税特別措置法の税額控除について、個人の住民税においても適用させること。(新規)

【理由】

租税特別措置法の税額控除制度について、法人の場合と個人の場合では住民税の取り扱いが異なる。例えば、機械等を取得した場合の特別控除(税額控除)を選択した場合、その税額控除限度額が法人税額又は所得税額から控除され、法人の場合は結果として法人住民税においてもその特別控除が反映されることになる。一方、個人の場合、何らその特別控除が反映されずに個人住民税が計算されるため、法人と個人との間で不公平が生じている。

従って、租税特別措置法の特別控除の適用を受けた法人、個人のいずれであっても、それぞれの住民税においてその特別控除に係る税額控除を受けることが出来るようにするべきである。(地法23①四、32、292①四、313)